

とちぎの「食」でおもてなし業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するとちぎの「食」でおもてなし委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本県に来訪した観光客に本県自慢の「食」を通じて本県の継続的なファンとなってもらうため、県内宿泊施設等の「食」のおもてなし体制構築を図るとともに、旅行会社と連携して本県への誘客を促進する。

2 業務内容

(1) 食のコンシェルジュ養成セミナー

宿泊施設のスタッフを対象に、新しい生活様式下でのおもてなし力の向上や県産農産物の魅力の伝え方を学ぶ「食のコンシェルジュ養成セミナー」を開催する。

ア 概要

- (ア) 時期
令和2（2020）年11月頃
- (イ) 場所
県内会議室等
- (ウ) 対象
県内宿泊施設スタッフ
- (エ) 講演内容
 - ・新しい生活様式下でのおもてなし
 - ・県産農産物の魅力の伝え方

イ 会場手配・設営及び運営

- ・セミナー開催に当たっての企画・運営を行うこと。
- ・100名程度の参加を想定し、スクリーンや音響機材等の設備が整った会場を選定するとともに、会場との連絡・調整を密に行うこと。なお、会場付近に講師の控室及び湯茶等を用意すること。
- ・開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底することとし、実施回数を複数回にするなど3密を避けた上で実施すること。
- ・甲及び講師と連携した上でセミナー資料を作成し、資料の印刷・製本を行うこと。
- ・紹介する農産物については、実食の機会を設けることとし、その手配についても行うこと。

ウ 参加者募集

- ・参加者募集チラシを作成し宿泊施設に配付するとともに、(2)に参加する宿泊施設にはスタッフの参加を促すこと。
- ・情報漏えいに留意し、参加者情報の管理を行うとともに、開催日時・場所等の連絡を行うこと。

エ 講師調整

- ・セミナー講師の選定及び連絡・調整を行うこと。なお、講師の謝金及び旅費についても委託費内で負担すること。
- ・「新しい生活様式下でのおもてなし」「県産農産物の魅力の伝え方」をテーマとし、テーマごとに1名以上の講師を招へいすること。

オ アンケート調査・分析

- ・セミナー参加者へアンケート調査を行い、結果を集計・分析した報告書を作成すること。
- ・今後の検討材料として有効と思われるアンケート企画を提案すること。

(2) 県産農産物宿泊プランの造成

県内宿泊施設において県産農産物を使用したメニューを提供する宿泊プランを造成し、旅行会社予約サイト（以下「予約サイト」という。）等に掲載する。

ア 概要

- (ア) 時期
令和3（2021）年1から3月まで
- (イ) 対象
県内宿泊施設等
- (ウ) 内容
旬の県産農産物を使用したメニューを提供する宿泊プラン等の造成

イ 宿泊プラン造成

- ・旬の県産農産物を使用したメニューを提供する宿泊プラン等の造成を行うとともに、予約サイト等に掲載し利用促進を図ること。
- ・現在県産農産物を使用していない施設には県産農産物の使用を促し、宿泊施設等に対して参加を促すこと。
- ・プラン名には統一フレーズを用いるなど工夫し、統一感を出すこと。
- ・プラン造成に係る宿泊施設等との連絡・調整を行うこと。

ウ プラン利用状況の報告

- ・プランの参加及び利用状況（参加宿泊施設数、利用者数、総額、平均客単価等）を毎月末に報告すること。
- ・期間をとおしての状況を報告書としてまとめた上で、甲に説明を行うこと。

エ その他

- ・広告等を通じて宿泊施設の参加のインセンティブを高めること。

(3) 情報発信

(2) で造成したプランの利用促進を図るため、ウェブサイトや観光雑誌等を活用して情報発信を行う。

ア 概要

- (ア) 時期
(2) の期間及び期間前の効果的な時期
- (イ) 内容
・ウェブサイトや観光雑誌等への掲載（各2回以上）

イ ウェブサイト

- ・予約サイト特集ページ等のウェブサイトに情報掲載し、プランの利用促進を図ること。
- ・首都圏を中心とした旅行への関心が高い層をターゲットとして媒体の選定を行うこと。

ウ 観光雑誌

- ・観光雑誌等に情報掲載し、プランの利用促進を図ること。
- ・1回当たり2ページから4ページ程度とし、閲覧者が多いページへの掲載を行うこと。
- ・首都圏を中心とした旅行への関心が高い層をターゲットとして媒体の選定を行うこと。

エ その他

- ・委託費の範囲内において、その他効果的な媒体を活用した広告を行うこと。

3 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広報計画等を記載すること。

(2) イベントに係る農産物等の調達

イベントの開催に当たり、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図ること。

(3) その他

- ア 実施に当たっては、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業との効果的な連携を図ること。
- イ これまで訴求してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。
- ウ 試食等の実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。
- エ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作成すること。
- オ イベント実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。併せて、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。
- カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を行うこと。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容や活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。